

～自然災害により被害を受けた場合～

台風、豪雨及び地震などの自然災害が毎年発生しております。

自然災害で被害を受けた皆様に心からお見舞い申し上げます。

被害を受けた場合、皆様とご家族の一刻も早い生活の再建を支援するため、農業者年金業務の取扱いについてお知らせします。

1. 保険料及び加入資格の取扱いについて

○ 保険料の振替停止

保険料の引き落としを停止する場合は、任意脱退申出書を提出することにより、過去の未納分を除いて、基金の事務処理終了後に引き落としが停止となります。

基金への任意脱退の申出以前に保険料の引き落としを希望されない方は、JAにおいて、保険料の預金口座振替停止又は解除の手続きを振替日(毎月23日:休日の場合は翌営業日)より前に行うことにより保険料の引き落としを停止することが可能です(詳しくはJAにご相談下さい)。

また、JA預金口座の残高が保険料月額より少額の場合も、保険料は引き落としがされません。翌月に未納分も合わせて引き落としします。

なお、保険料は、納付期限の翌日から起算して2年を経過した時に時効により納付ができなくなりますのでご注意ください。

特に、政策支援加入の方は、特例付加年金の受給要件である20年以上の納付済期間等を満たさなくならないようご注意願います。

任意脱退等の基金の事務処理は、通常1ヶ月程度かかりますので、その間に保険料の引き落としが行われた場合、任意脱退月分以降の保険料については、過去の未納分を除いて、後日還付手続きをさせていただきます。

○ 通常保険料の額の変更

通常加入の方は、2万円(35歳未満かつ一定の要件を満たす方は1万円。以下同じ。)を超える保険料額は、保険料額変更申出書を提出することにより、保険料額を2万円まで減額できます。

○ 過去の未納保険料の請求猶予

保険料請求猶予申出書をJAを通じて基金に提出していただければ、時効(納付期限の翌日から2年を経過した日)が完成していない一番古い月からの未納保険料の引き落としを停止します。

ただし、申出月以後の保険料については、請求猶予の対象とはなりません。

○ 国民年金保険料の納付免除と農業者年金との関係

被災により国民年金の保険料が全額又は一部免除となった場合は、免除期間内は、農業者年金の資格も喪失しますので、資格喪失届出書の提出をお願いします。

2. その他の対応について

○死亡された場合の遺族への死亡一時金の支払い

新制度の加入者・受給者が死亡された場合、80歳までの年金相当額を一時金として生計を同じくしていたご家族にお支払いします。

また、旧制度では、①加入者については、3年以上保険料を納付されていた場合、②受給者については、既に受給されていた年金額が、死亡一時金に満たない場合にその差額を、生計を同じくしていたご家族にお支払いします。

○経営継承における自然災害の被害を受けた農地等及び農業用施設の取扱い

これから経営継承する方は、特例付加年金を受給するに当たり、その自然災害によって耕作することが困難となった農地等については、現在は一時的に利用していない状況であっても、基準日の前後に関わらず処分対象農地等に含みます。

また、特定農業用施設又は一般農業生産施設が自然災害の被害を受けて修復が困難である場合については、全て一般農業生産施設として取り扱います。

このため、当該農地等及び当該農業用施設を含めて経営継承することにより、特例付加年金を受給することができます。

○ 特定処分対象農地等^(注)の取扱い

(注)：後継者等に貸し付けて経営継承等した農地等のこと

特例付加年金又は経営移譲年金を受給している方が、次の①～③に該当した場合であっても支給は継続されます(支給停止除外)。

- ①特定処分対象農地等が被災し、滅失又は農地等として耕作若しくは養畜の事業を行うことが著しく困難となったことにより、農業委員会の確認を受けた上で、当該特定処分対象農地等の返還を受けた場合。
- ②受給権者の居住する住宅(特定住宅)の全部又は一部が被災を受け、良好な生活環境を維持することが困難となったことにより、その日から1年以内にその土地に代わって特定処分対象農地等を特定住宅に供することとなった場合。
- ③地方公共団体又は災害対策基本法に規定する指定公共機関若しくは指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧であって、特定処分対象農地等を当該機関の必要な施設(仮設住宅、ライフラインのための施設、がれき等置き場等)の敷地に供することとなった場合。

○ その他

不明な点等がありましたら、お気軽にお近くのJA、農業委員会又は基金にお問い合わせください。

お問い合わせ先 独立行政法人 農業者年金基金

保険料関係 適用・収納課	TEL 03-5919-0335
死亡一時金関係 給付課 管理班	TEL 03-5919-0336
特例付加年金関係 給付課 裁定班	TEL 03-5919-0337
支給停止関係 給付課 年金調整班	

※ 一般的な相談は、TEL 03-5919-0371(専門相談員)でもお受けしております。